

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業

消費税率引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となりますが、その増収分は社会保障4経費(年金、医療、介護、少子化)に要する経費に充てなければなりません。令和2年度決算においては、以下の事業に充当しています。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 66,948 千円

(歳出)

・社会保障4経費に要する経費 554,901 千円

【社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

4経費	款項目	事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
				特定財源	一般財源	
年金	3.1.2	国民年金事業	1,890	1,872	18	66,948
医療	3.1.9	国民健康保険事業	69,344	28,452	40,892	
	3.1.9	後期高齢者医療保険事業	197,393	30,630	166,763	
	3.1.4	乳幼児医療事業	7,864	5,971	1,893	
	3.1.6	重度心身障害児(者)医療事業	20,006	9,723	10,283	
	3.1.4	養育医療事業	87	0	87	
	3.1.5	ひとり親家庭医療事業	3,375	1,687	1,688	
介護	3.1.7	介護保険事業	191,779	12,463	179,316	
少子化	3.2.1	保育所運営事業	173,313	22,564	150,749	
	3.2.2					
	3.2.4	学童保育事業	4,390	3,764	626	
	4.1.1	健診事業	2,622	36	2,586	
合計			672,063	117,162	554,901	66,948